



編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

労政ニュース

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

事業主のみなさまへ

1 『東大阪市トライアル雇用支援金』のお知らせ

東大阪市では、国（ハローワーク）のトライアル雇用を実施している市内事業所の事業主の皆さまにトライアル雇用支援金を支給しています。

1. 受給対象となる事業主：国のトライアル雇用助成金(※)の支給を受けている市内事業所の事業主の方で、助成金の対象となる市内在住の求職者を、市内事業所で雇用する事業主

(※) ①一般トライアルコース、②障害者トライアルコース、③障害者短時間トライアルコース
④新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース
⑤新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースが対象となります

2. 支給期間：雇用した日から最高で3ヶ月間支給します。
3. 支給金額：対象労働者1人につき月額20,000円支給します。
4. 申請期間：国のトライアル雇用助成金支給決定後、2ヵ月以内に申請してください。

2 『東大阪市障害者雇用奨励金』のお知らせ

東大阪市では、障害者を常用労働者として雇用する市内事業所の事業主の皆さまに雇用奨励金を支給しています。

1. 受給できる事業所（事業主）

ハローワーク等の紹介で、市内在住の障害者を常用労働者として市内事業所で雇用し、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業主

- ① 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給を受け、受給期間終了後も継続して同一の障害者を常用労働者として雇用する事業主
② 適応訓練または障害者職業能力開発訓練施設等を修了した障害者を常用労働者として雇用する事業主

2. 支給期間 最高で12ヵ月間支給します。
3. 支給金額 雇用した障害者1人につき月額15,000円支給します。
4. 申請期間 ①の場合は、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間が終了した日から2ヵ月以内に申請
②の場合は、雇用した日から 2ヵ月以内に申請

☆☆様式は、両申請共にウェブサイトからダウンロードすることができます☆☆

東大阪市のウェブサイト → 各課一覧 から

→ 都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室 → 事業主支援 にアクセスしてください。

URL： http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/44-4-0-0-0_3.html



◇問合せ先◇

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室
TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

事業主支援 ↑
2次元バーコード